

鳥取縣公報

昭和二十一年八月廿七日
第七千七百四十號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

告示

◇鳥取縣告示第三百五十四號

疊の表替、裏返し加工料金の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十一年八月二十七日

鳥取縣知事 林 敏 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における疊の表替裏返し加工料金の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年八月二十七日

大藏大臣 石 橋 湛 山
表替、裏返し最高加工料金

- 一等 一疊につき 一七、六〇
- 二等 〃 一一、四五
- 三等 〃 八、九五

一、本表價格は敷込料を含む 但し運搬を要する場合はその實費を加算するものとす

二、疊表、及縁を使用した場合はその額を加算した價格とする。

◇鳥取縣告示第三百五十五號

産婆名簿登録事項中次のやうに取消した。

昭和二十一年八月二十七日

鳥取縣知事 林 敏 三

本籍、鳥取縣西伯郡中濱村大字小橋津七二七番
住所及開業地 同 佐斐神一二五二番地

昭和二十一年五月二十八日死亡により届出
義務者松本虎次郎より産婆名簿取消願出た
ので同年七月二十九日取消

松 本 ますの

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和二十一年八月廿七日
第七千七百四十號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

